令和４年１０月
呉市消防局作成

特定一階段等防火対象物における避難器具について

特定一階段等防火対象物における避難器具の取扱いについて，消防法施行規則（以下「規則」という。）第２７条第１項第１号に係るものの運用を次のとおりとします。

１　安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等（第１号イ）

規則第２７条第１項第１号イに規定する「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは，おおむね２㎡以上の床面積を有し，かつ，手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニーその他これらに準ずるものをいう。その他これらに準ずるものとは，屋上，陸屋根，若しくは地階に設けられたドライエリア等をいう。

２　常時，容易かつ確実に使用できる状態（第１号ロ）

規則第２７条第１項第１号ロに規定する「常時，容易かつ確実に使用できる状態」とは，避難器具を常時組み立てた状態で設置する等，避難器具が常時使用できる状態で設置された場合をいう。

３　一動作で，容易かつ確実に使用できるもの（第１号ハ）

規則第２７条第１項第１号ハに規定する「一動作（開口部を開口する動作及び保安装置を解除する動作を除く。以下同じ。）で，容易かつ確実に使用できるもの」とは，一動作型避難器具として開発されたもののほか，次のものをいう。

(1)　緩降機の調整器の安全環がアームの先端の吊り輪に掛けられ，止め金具を確実に締め上げ，容易に取り外せない状態で設置されているもの

(2)　避難器具が取付金具，建築物等へ固定されているもので，避難器具を使用可能な状態にするための動作が一動作であるもの